

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 国民健康保険課・国保資格給付係

個人情報ファイルの名称	高額療養費支給システム
行政機関等の名称	富津市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	① 高額療養費給付事務 ② 高額療養費（外来年間合算）給付事務 ③ 高額介護合算療養費給付事務
記録項目	（①高額療養費給付事務） 1 被保険者番号、2 世帯主氏名カナ、3 世帯主氏名漢字、4 保険者番号、5 地区コード、6 郵便番号、7 住所、8 書類転送先設定の有無、9 書類転送先郵便番号、10 書類転送先住所、11 書類転送先肩書、12 書類転送先宛名、13 高額療養費の支払方法、14 高額療養費振込先の金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人、15 市税等滞納の有無、16 高額療養費支給申請手続特例制度の利用申出又は非利用申出の状況、17 高額療養費支給申請手続特例制度の利用申出又は非利用申出の申出年月日、18 高額療養費の発生した受診月、19 高額療養費の発生年月、20 高額療養費申請勧奨通知日、21 高額療養費支給申請受付日、22 高額療養費支給決定日、23 高額療養費支給日、24 高額療養費の時効通知日、25 高額療養費の時効確定日、26 高額療養費支給予定額、27 高額療養費支給額、28 被保険者の受診年月、29 受診した被保険者の氏名、30 受診した被保険者の性別、31 受診した被保険者の生年月日、32 受診した医療機関名称、33 受診した被保険者の課税状況、34 受診した被保険者の所得区分、35 受診した被保険者の前期高齢者該当の有無、36 受診した被保険者の特殊区分該当の有無、37 受診した被保険者の高額特例又は医療特例の該当の有無、38 受診した被保険者の被保険者区分、39 外来療養又は入院療養の別、40 一部負担金減免該当の場合の当該内容、41 受診した前期高齢被保険者の特定限度額、42 特定多数該当の有無、43 保険給付割合、44 一部負担金減免徴収猶予該当の場合の当該内容、45 診療報酬請求明細書の総点数、46 受診日数、47 特定疾病（高額長期疾病）該当の場合の当該区分、48 公費負担医療該当の場合の当該公費情報、49 総点数のうち公費負担医療対象点数、50 公費負担医療の費用額、51 公費負担医療対象点数療養に係る公費負担額、52 公費負担医療対象点数療養に高額療養費の額、53 公費負担医療対象点数療養に係る被保険者負担額、54 調剤報酬の診療報酬請求明細書該当の場合の当該調剤に係る処方箋発行医療機関の名称、55 当該診療報酬請求明細書の総医療費、56 当該診療報酬請求明細書に係る保険者負担額、57 当該診療報酬請求明細書に係る公費負担額、58 当該診療報酬請求明細書に係る一部負担金の額、59 当該一部負担金のうち高額療養費算定合算合対象額、60 当該高額療養費算定合算合対象額のうち合算額、61 当該診療報酬請求明細書に係る現物給付の高額療養費の額、62 当該診療報酬請求明細書の高額療養費計算用の総医療費、63 当該診療報酬請求明細書に係る高額療養費計算用の保険者負担額、64 当該診療報酬請求明細書に係る高額療養費計算用の公費負担額、65 当該診療報酬請求明細書に係る高額療養費計算用的一部負担金の額、66 当該一部負担金のうち高額療養費計算用の高額療養費算定合算合対象額、67 当該診療報酬請求明細書に係る高額

療養費計算用の現物給付の高額療養費の額、68 当該診療報酬請求明細書の審査年月、69 当該高額療養費を支給対象外とする場合の理由

(②高額療養費（外来年間合算）給付事務）

1 被保険者番号、2 世帯主氏名カナ、3 世帯主氏名漢字、4 保険者番号、5 地区コード、6 郵便番号、7 住所、8 書類転送先設定の有無、9 書類転送先郵便番号、10 書類転送先住所、11 書類転送先肩書、12 書類転送先宛名、13 高額療養費の支払方法、14 高額療養費振込先の金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人、15 市税等滞納の有無、16 高額療養費支給申請手続特例制度の利用申出又は非利用申出の状況、17 高額療養費支給申請手続特例制度の利用申出又は非利用申出の申出年月日、18 高額療養費の発生した受診月、19 高額療養費の発生年月、20 高額療養費申請勧奨通知日、21 高額療養費支給申請受付日、22 高額療養費支給決定日、23 高額療養費支給日、24 高額療養費の時効通知日、25 高額療養費の時効確定日、26 高額療養費支給予定額、27 高額療養費支給額、28 被保険者の受診年月、29 受診した被保険者の氏名、30 受診した被保険者の性別、31 受診した被保険者の生年月日、32 受診した医療機関名称、33 受診した被保険者の課税状況、34 受診した被保険者の所得区分、35 受診した被保険者の前期高齢者該当の有無、36 受診した被保険者の特殊区分該当の有無、37 受診した被保険者の高額特例又は医療特例の該当の有無、38 受診した被保険者の被保険者区分、39 外来療養又は入院療養の別、40 一部負担金減免該当の場合の当該内容、41 受診した前期高齢被保険者の特定限度額、42 特定多数該当の有無、43 保険給付割合、44 一部負担金減免徴収猶予該当の場合の当該内容、45 診療報酬請求明細書の総点数、46 受診日数、47 特定疾病（高額長期疾病）該当の場合の当該区分、48 公費負担医療該当の場合の当該公費情報、49 総点数のうち公費負担医療対象点数、50 公費負担医療の費用額、51 公費負担医療対象点数療養に係る公費負担額、52 公費負担医療対象点数療養に高額療養費の額、53 公費負担医療対象点数療養に係る被保険者負担額、54 調剤報酬の診療報酬請求明細書該当の場合の当該調剤に係る処方箋発行医療機関の名称、55 当該診療報酬請求明細書の総医療費、56 当該診療報酬請求明細書に係る保険者負担額、57 当該診療報酬請求明細書に係る公費負担額、58 当該診療報酬請求明細書に係る一部負担金の額、59 当該一部負担金のうち高額療養費算定合算合対象額、60 当該高額療養費算定合算合対象額のうち合算額、61 当該診療報酬請求明細書に係る現物給付の高額療養費の額、62 当該診療報酬請求明細書の高額療養費計算用の総医療費、63 当該診療報酬請求明細書に係る高額療養費計算用の保険者負担額、64 当該診療報酬請求明細書に係る高額療養費計算用の公費負担額、65 当該診療報酬請求明細書に係る高額療養費計算用の一部負担金の額、66 当該一部負担金のうち高額療養費計算用の高額療養費算定合算合対象額、67 当該診療報酬請求明細書に係る高額療養費計算用の現物給付の高額療養費の額、68 当該診療報酬請求明細書の審査年月、69 当該高額療養費を支給対象外とする場合の理由、70 基準日（毎年7月31日をいう。以下同じ。）の所得区分が低所得Ⅱ又は低所得Ⅰの者の同日以前1年間（以下「計算期間」という。）のうちに富津市国民健康保険以外の医療保険加入期間がある場合の当該医療保険の保険者番号及び保険者名、71 基準日の所得区分が低所得Ⅱ又は低所得Ⅰの者の計算期間のうちに富津市国民健康保険以外の医療保険加入期間がある場合の当該医療保険加入期間並びに当該医療保険加

入時の被保険者証記号及び被保険者証番号、72 基準日の所得区分が低所得Ⅱ又は低所得Ⅰの者の計算期間のうちに富津市国民健康保険以外の医療保険加入期間がある場合の当該計算期間のうち所得区分が低所得Ⅱ又は低所得Ⅰであった月の外来療養に係る一部負担金の額（当該一部負担金に高額療養費が発生しているときは当該高額療養費の額のうち当該外来療養に係る部分の額を当該外来療養に係る一部負担金の額から控除して得た額）、73 富津市国民健康保険被保険者資格喪失年月日（③高額介護合算療養費給付事務）

1 被保険者番号、2 世帯主氏名カナ、3 世帯主氏名漢字、4 保険者番号、5 地区コード、6 郵便番号、7 住所、8 書類転送先設定の有無、9 書類転送先郵便番号、10 書類転送先住所、11 書類転送先肩書、12 書類転送先宛名、13 高額療養費の支払方法、14 高額療養費振込先の金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人、15 市税等滞納の有無、16 高額療養費支給申請手続特例制度の利用申出又は非利用申出の状況、17 高額療養費支給申請手続特例制度の利用申出又は非利用申出の申出年月日、18 高額療養費の発生した受診月、19 高額療養費の発生日、20 高額療養費申請勧奨通知日、21 高額療養費支給申請受付日、22 高額療養費支給決定日、23 高額療養費支給日、24 高額療養費の時効通知日、25 高額療養費の時効確定日、26 高額療養費支給予定額、27 高額療養費支給額、28 被保険者の受診年月、29 受診した被保険者の氏名、30 受診した被保険者の性別、31 受診した被保険者の生年月日、32 受診した医療機関名称、33 受診した被保険者の課税状況、34 受診した被保険者の所得区分、35 受診した被保険者の前期高齢者該当の有無、36 受診した被保険者の特殊区分該当の有無、37 受診した被保険者の高額特例又は医療特例の該当の有無、38 受診した被保険者の被保険者区分、39 外来療養又は入院療養の別、40 一部負担金減免該当の場合の当該内容、41 受診した前期高齢被保険者の特定限度額、42 特定多数該当の有無、43 保険給付割合、44 一部負担金減免徴収猶予該当の場合の当該内容、45 診療報酬請求明細書の総点数、46 受診日数、47 特定疾病（高額長期疾病）該当の場合の当該区分、48 公費負担医療該当の場合の当該公費情報、49 総点数のうち公費負担医療対象点数、50 公費負担医療の費用額、51 公費負担医療対象点数療養に係る公費負担額、52 公費負担医療対象点数療養に高額療養費の額、53 公費負担医療対象点数療養に係る被保険者負担額、54 調剤報酬の診療報酬請求明細書該当の場合の当該調剤に係る処方箋発行医療機関の名称、55 当該診療報酬請求明細書の総医療費、56 当該診療報酬請求明細書に係る保険者負担額、57 当該診療報酬請求明細書に係る公費負担額、58 当該診療報酬請求明細書に係る一部負担金の額、59 当該一部負担金のうち高額療養費算定合算対象額、60 当該高額療養費算定合算対象額のうち合算額、61 当該診療報酬請求明細書に係る現物給付の高額療養費の額、62 当該診療報酬請求明細書の高額療養費計算用の総医療費、63 当該診療報酬請求明細書に係る高額療養費計算用の保険者負担額、64 当該診療報酬請求明細書に係る高額療養費計算用の公費負担額、65 当該診療報酬請求明細書に係る高額療養費計算用の一部負担金の額、66 当該一部負担金のうち高額療養費計算用の高額療養費算定合算対象額、67 当該診療報酬請求明細書に係る高額療養費計算用の現物給付の高額療養費の額、68 当該診療報酬請求明細書の審査年月、69 当該高額療養費を支給対象外とする場合の理由、70 基準日（毎年7月31日をいう。以下同じ。）以前1年間（以下「計算期間」という。）のうちに富津市国民健康

	保険以外の医療保険加入期間がある場合の当該医療保険の保険者番号及び保険者名、71 計算期間のうちに富津市国民健康保険以外の医療保険加入期間がある場合の当該医療保険加入期間並びに当該医療保険加入時の被保険者証記号及び被保険者証番号、72 計算期間のうちに富津市国民健康保険以外の医療保険加入期間がある場合の当該計算期間内にある月の一部負担金の額（当該一部負担金に高額療養費が発生しているときは当該高額療養費の額を当該一部負担金の額から控除して得た額）、73 基準日において富津市国民健康保険の被保険者である者で計算期間内のうちに介護保険サービスを利用したものの計算期間内の加入介護保険の保険者番号及び保険者名、当該介護保険加入期間並びに当該介護保険加入時の被保険者番号、74 計算期間内のうちもの介護サービスを利用した月の介護サービス利用料の額（当該介護サービス利用料に高額介護サービス費が発生しているときは当該介護サービス費の額を当該介護サービス利用料の額から控除して得た額）、75 富津市国民健康保険の被保険者資格喪失がある場合の資格喪失年月日及び資格喪失事由
記録範囲	① 次の1及び2に掲げる者 1 富津市国民健康保険の被保険者である者及び被保険者であった者の属する世帯の世帯主 2 富津市国民健康保険の被保険者である者又は被保険者であった者で次に掲げるもの（年齢は受診をした日の属する月の1日で捉えます。） (1)医療機関等（保険医療機関等（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第36条第3項に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）及び保険医療機関等以外のものから診療、薬剤の支給又は手当を受けたことに対して法第54条第1項に規定する療養費の給付を受けることができる場合の当該保険医療機関等以外のもの（以下「医療機関等」という。）を受診した70歳以上の者） (2)医療機関等を受診した者で同一月に同一医療機関（医科と歯科及び入院療養と外来療養は別の医療機関と捉えます。）に（院外処方の場合は外来療養に係る一部負担金の額と調剤に係る一部負担金の額を合算した額が）21,000円以上の一部負担金の支払をした70歳未満の者 ② 次の1及び2に掲げる者 1 基準日において、所得区分が低所得Ⅱ又は低所得Ⅰの富津市国民健康保険の被保険者である者又は被保険者であった者で計算期間中の所得区分が低所得Ⅱ又は低所得Ⅰであった月に外来療養を受けたものの属する世帯の世帯主 2 富津市国民健康保険の被保険者である者又は被保険者であった者で計算期間中の所得区分が低所得Ⅱ又は低所得Ⅰであった月に外来療養を受けたもの ③ 次の1及び2に掲げる者 1 基準日において、富津市国民健康保険の被保険者である者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）で当該被保険者等が下記2に該当するものの属する世帯の世帯主 2 富津市国民健康保険の被保険者である者又は被保険者であった者で次に掲げるもの（年齢は受診をした日の属する月の1日で捉えます。） (1)医療機関等（保険医療機関等（国民健康保険法（昭和33

	年法律第 192 号。以下「法」という。) 第 36 条第 3 項に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。) 及び保険医療機関等以外のものから診療、薬剤の支給又は手当を受けたことに対して法第 54 条第 1 項に規定する療養費の給付を受けることができる場合の当該保険医療機関等以外のもの（以下「医療機関等」という。）を受診した 70 歳以上の者) (2) 計算期間中に医療機関等を受診した者で同一月に同一医療機関（医科と歯科及び入院療養と外来療養は別の医療機関と捉えます。）に（院外処方の場合は外来療養に係る一部負担金の額と調剤に係る一部負担金の額を合算した額が）21,000 円以上的一部負担金の支払をした 70 歳未満の者	
記録情報の収集方法	本人（被保険者の属する世帯の世帯主）及び医療機関等（診療報酬請求明細書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 富津市総務部総務課 （所在地） 〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 本人の数 1,000 人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 9 月 1 日